

包括同意基準適合確認チェックリスト（記入例）

1 構造規模

要件	確認欄	説明欄
本市の区域内に存する伝統的な構造及び出格子、虫籠窓、通り庇その他の特徴的な意匠を有する木造の建築物（神社、寺院、教会その他これらに類するものの建築物を除き、法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中であったものをいう。）であるか。	■	つし2階建ての京町家である。 説明欄には、各規定に対する説明を記入し、必要に応じ図面に示してください。 京町家はこれに該当します。
階数が2以下で、かつ、地階を有しないものであるか。	■	地上2階建てで、地下を有しない。
建築物の高さが10m以下で、かつ、軒の高さが9m以下であるか。	■	建築物の高さは7.259mであり、最高の軒の高さは、5.150mである。
延べ面積が200㎡以内であるか。	■	延べ面積は、94.38㎡である。
長屋建てでないか。	■	長屋建てではない。

2 安全基準

ア 用途に関する要件

住宅等の用途に供するものであるか。	■	専用住宅である。
特定用途の用途に供するものであるか。	□	特定用途ではない。

イ 行為に関する要件1

増築、修繕又は模様替を行う場合は、小規模増築等（保存建築の延べ面積の増加が10㎡以内の増築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。）に該当するものであるか。	■	小規模増築等（延べ面積の増加が4.96㎡の増築）に該当する増築を行う。 住宅等のみに適用するものは太線、特定用途のみに適用するものは点線としています。
--	---	--

ウ 行為に関する要件2

改築又は移転（他の敷地に新築する場合を含む。）を行わないものであるか。	■	改築及び移転は行わない。
-------------------------------------	---	--------------

エ 建築物に関する制限1

法第22条（法第22条地域内の屋根）の規定に適合しているか。	□	法第22条地域ではない。
法第23条（法第22条地域内の外壁）の規定に適合しているか。	□	法第22条地域ではない。
法第35条（令第5章第2節 廊下、避難階段及び出入口）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ	□	特定用途ではない。
法第35条（令第5章第3節 排煙設備）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ	□	特定用途ではない。
法第35条（令第5章第4節 非常用の照明装置）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ	□	特定用途ではない。
法第35条（令第5章第6節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ	□	特定用途ではない。

法第35条の2（内装制限）の規定に適合しているか。	□	令第128条の3の2に該当する居室を有さず、また、火を使用する設備又は器具を使用しないため、適用されない。
法第35条の3（無窓の居室等の主要構造部）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ記入	□	特定用途ではない。
法第37条（建築材料の品質）の規定に適合しているか。	■	
法第43条第1項（接道義務）の規定に適合しているか。 ※ 特定用途の場合のみ	□	特定用途ではない。
法第48条（用途地域等）の規定に適合しているか。	■	一戸建ての住宅は、法別表第2（ち）欄の近隣商業地域内に建築してはならない建築物に該当しない。
法第53条の2（敷地面積の最低限度）の規定に適合しているか。	□	敷地面積の最低限度が定められていない。
法第59条（高度利用地区）の規定に適合しているか。	□	高度利用地区ではない。
法第60条（特定街区）の規定に適合しているか。	□	特定街区ではない。
法第61条（防火地域内の建築物）の規定に適合しているか。	□	防火地域ではない。
法第62条（防火地域又は準防火地域内の屋根）の規定に適合しているか。	■	日本瓦（H12建告第1400号第3号）葺きである。
法第64条（看板等の防火措置）の規定に適合しているか。	□	看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物を設けない。

オ 建築物に関する制限2

法第40条の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	建築物の敷地、構造等により、適用される規定がない。
法第43条第3項の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	建築物の敷地、構造等により、適用される規定がない。
法第43条の2の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	建築物の敷地、構造等により、適用される規定がない。
法第49条の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	特別用途地区ではない。
法第50条の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	建築物の敷地、構造等により、適用される規定がない。
法第68条の2の規定に基づく条例の規定に適合しているか。	□	地区計画が定められていない。

カ 建築物に関する制限3

	法基準による場合（本文規定）		代替基準による場合（ただし書規定）	
	確認欄	説明欄	確認欄	説明欄
法第20条（構造耐力）の規定に適合しているか。	□		■	(1) 劣化部分について、健全化を行う。 (2) 「京町家型標準設計法による耐震設計及び耐震診断・耐震改修指針」による。
法第43条第1項（接道義務）の規定に適合しているか。 ※住宅等の場合のみ	■	法第42条第1項第3号道路に対し、5.612m接している。	□	代替基準を適用する場合、各規定に対する説明を記入し、必要に応じ、図面で示してください。